

平成23年第3回豊頃町議会臨時会会議録

平成23年5月10日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の氏名
日程第 3	選挙第 1 号	議長の選挙
追加日程第 1		会期の決定
追加日程第 2	選挙第 2 号	副議長の選挙
追加日程第 3		議席の指定
追加日程第 4		常任委員の選任
追加日程第 5		議会運営委員の選任
追加日程第 6	選挙第 3 号	東十勝消防事務組合議会議員の選挙
追加日程第 7	選挙第 4 号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
追加日程第 8	選挙第 5 号	十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
追加日程第 9	同意案第 2 号	豊頃町監査委員の選任
追加日程第 10	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度豊頃町一般会計補正予算(第9号))
追加日程第 11	議案第 26 号	平成23年度豊頃町一般会計補正予算(第2号)
追加日程第 12	議案第 27 号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正
追加日程第 13	議案第 28 号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
追加日程第 14		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出 (議会運営委員会)

◎出席議員（9名）

1 番 杉 野 好 行 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 森 一 彦 君
5 番 津久井 精 一 君	6 番 大 谷 友 則 君
7 番 長谷川 勝 夫 君	8 番 藤 田 博 規 君
9 番 小野木 英 毅 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
教 育 委 員 長	前 川 啓 一 君
農 業 委 員 会 会 長	竹 下 昌 徳 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
総 務 課 長	山 本 芳 博 君
企 画 課 長	佐 藤 潤 君
住 民 課 長	吉 村 進 君

福 祉 課 長	高 井 伸 夫 君
子 育 て 支 援 所 長	高 倉 明 君
産 業 課 長	金 川 正 君
施 設 課 長	渡 部 邦 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	柄 崎 明 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	友 重 誠 一 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	木 村 ひ と み 君

◎ 臨時議長の紹介

- 和田事務局長 事務局長の和田です。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の菅谷 誠 議員をご紹介します。

◎ 臨時議長挨拶

- 菅谷臨時議長 ただいま紹介されました 菅谷 誠 です。地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまで、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

◎ 開会宣告

- 菅谷臨時議長 ただいまから、平成23年第3回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 菅谷臨時議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 仮議席の指定

- 菅谷臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

◎ 会議録署名議員の指名

- 菅谷臨時議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、杉野好行議員及び藤田博規議員を指名します。

◎ 選挙第1号

- 菅谷臨時議長 日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

- 菅谷臨時議長 ただいまの出席議員数は、9人です。
- 菅谷臨時議長 次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、杉野 好行 議員及び藤田 博規 議員を指名します。

- 菅谷臨時議長 投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

- 菅谷臨時議長 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

(なし)

- 菅谷臨時議長 配付もれなしと認めます。

- 菅谷臨時議長 投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

- 菅谷臨時議長 異状なしと認めます。

- 菅谷臨時議長 ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票願います。

- 菅谷臨時議長 点呼を命じます。和田事務局長。

- 和田事務局長 仮議席番号とお名前をお呼びします。

1 番 杉 野 好 行 議 員	2 番 藤 田 博 規 議 員
3 番 松 崎 政 利 議 員	4 番 菅 谷 誠 議 員
5 番 森 一 彦 議 員	6 番 津 久 井 精 一 議 員
7 番 大 谷 友 則 議 員	8 番 小 野 木 英 毅 議 員
9 番 長 谷 川 勝 夫 議 員	

- 菅谷臨時議長 投票もれは、ありませんか。

(なし)

- 菅谷臨時議長 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

- 菅谷臨時議長 これから開票を行います。

杉野 好行 議員及び藤田 博規 議員は、開票の立ち会いを、お願いします。

(杉野好行議員及び藤田博規議員が、開票の立会を行う。)

(開票)

- 菅谷臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票、

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

・有効投票 9 票

・無効投票は、ありません。

有効投票のうち

大谷友則 議員 1 票

小野木英毅 議員 7 票

長谷川勝夫 議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、小野木英毅議員が、議長に当選されました。

- 菅谷臨時議長 議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口の開錠)

◎ 当選の告知

- 菅谷臨時議長 ただいま議長に当選されました小野木英毅議員が、議場におられます。

会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

- 菅谷臨時議長 議長に当選されました小野木 英毅 議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

◎ 議長当選の承諾及び就任のあいさつ

- 小野木議員 一言、ご挨拶を申し上げます。一般選挙後の初議会におきまして、議員の皆様の御推挙により議長の要職に就くことになりました。身に余る光栄であります。衷心より感謝申し上げますと伴にこの重責を痛感いたして次第であります。

見ざる言わざる聞かざるという格言がありますが、議会は見ても、聞いて、議論をし、町の「今」と「先」を見据えて、町民と不離一体となり、信託に応えなければなりません。議員各位、一人ひとりの努力と協力のもと町政の推進と議会の円滑な運営のため、懸命の努力を傾注する所存でございます。

次に、理事者各位に申し上げます。我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすようなことは素より、避けなければなりません。同時に安易な妥協に陥ることがあってはならないと存じます。安心・安全な町、基幹産業を成長産業へ、将来を担う子どもたちには、教え育てる教育と報徳のおしえのもと、共に育つ教育、笑顔広がる福祉の町へと町政発展のうえに立って、正しく相携え、民意に応えなければならぬと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 菅谷臨時議長 これで臨時議長の職務は、すべて終了しました。ご協力ありがとうございました。小野木議長、議長席にお着き願います。

- 菅谷臨時議長 暫時、休憩します。

(臨時議長は自席に戻り、議長は議長席に着席)

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

◎ 会期の決定

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 選挙第2号

- 小野木議長 追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

- 小野木議長 ただいまの出席議員数は、9人です。

- 小野木議長 次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、杉野 好行 議員及び藤田 博規 議員を指名します。

- 小野木議長 投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

- 小野木議長 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 配付もれなしと認めます。

- 小野木議長 投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

- 小野木議長 異状なしと認めます。

- 小野木議長 ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票願います。

- 小野木議長 点呼を命じます。和田事務局長。

- 和田事務局長 仮議席番号とお名前をお呼びします。

1 番 杉 野 好 行 議 員 2 番 藤 田 博 規 議 員

3 番 松 崎 政 利 議 員 4 番 菅 谷 誠 議 員

5番 森 一彦 議員 6番 津久井 精一 議員
7番 大谷 友則 議員 8番 小野木英 毅 議員
9番 長谷川勝 夫 議員

- 小野木議長 投票もれは、ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

- 小野木議長 これから開票を行います。

杉野 好行 議員及び藤田 博規 議員は、開票の立ち会いを、お願いします。

(杉野好行議員及び藤田博規議員が、開票の立会を行う。)

(開票)

- 小野木議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9票、

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

- ・有効投票 9票
- ・無効投票は、ありません。

有効投票のうち

藤田博規 議員 7票

森一彦 議員 1票

津久井精一 議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、藤田 博規 議員が、副議長に当選されました。

- 小野木議長 議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口の開錠)

◎ 当選の告知

- 小野木議長 ただいま副議長に当選されました藤田 博規 議員が、議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

- 小野木議長 議長に当選されました藤田 博規 議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

◎ 議長当選の承諾及び就任のあいさつ

- 藤田議員 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様の御推挙によりまして、副議長の任に就くことになりました。今回の改選にあたりまして、町民からの負託を頂いた議員として、皆様のご協力を頂きながら、議会運営、また、町民の行政に対する期待を担うために精一杯努力して行きたいと思っております。今後ともよろしくお願ひ申しあげまして、ご挨拶といたします。

◎ 町のあいさつ

●小野木議長 ただいま町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

●宮口町長 議長のお許しを頂きましたので、ご挨拶をさせていただきます。この度、豊頃町議会議員の選挙におきまして、大変厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、見事当選の栄に浴されました議員各位に、心からお慶びを申し上げます。

また、ただいまは、議長に小野木氏が、副議長に藤田氏が就任され、新しい体制の元で議会活動がスタートされるわけであります。議員各位におかれましては、自らの信条に従って町民の暮らしを守るべき町づくりのために、さらなるご活躍をされますことを念じ申しあげる次第であります。時は今、大震災の復旧後の、加えて原発への対策など、一心不乱にその対応にあたっておりますが、今後、産業構造にも大きな影響と変化をもたらすのではないかと危惧しているところでございます。一方、地方行政を取り巻く諸情勢についても、極めて厳しいものがありますが、議会と行政が常に切磋琢磨しながら、確かな論議を交わし、しっかりとした町づくりを進めることが大切であると考えております。どうか、今後とも協働のまちづくり推進に献身的なご指導、ご示唆を賜りますようお願い申しあげ、簡単措辞ですれどご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

●小野木議長 しばらく休憩します。

午前10時43分休憩

午前11時00分再開

◎ 議席の指定

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

●小野木議長 追加日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配りました議席表のとおり、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

●和田事務局長 議席番号とお名前を読み上げます。

1番 杉野好行議員 2番 松崎政利議員

3番 菅谷誠議員 4番 森一彦議員

5番 津久井精一 議員 6番 大谷友則 議員
7番 長谷川勝夫 議員 8番 藤田博規 議員
9番 小野木英毅 議員

●小野木議長 ただいま朗読しましたとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定しました議席にお着き願います。

●小野木議長 しばらく休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時20分再開

◎ 常任委員の選任

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

●小野木議長 追加日程第4 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、

- ・総務文教常任委員に 大谷友則議員、津久井精一議員、菅谷 誠議員、藤田博規議員、杉野好行議員、小野木英毅議員、
- ・産業厚生常任委員に 長谷川勝夫議員、津久井精一議員、森一彦議員、松崎政利議員、杉野好行議員、小野木英毅議員、

以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定しました。

●小野木議長 議事の都合により、副議長と交替します。

●小野木議長 暫時、休憩します。

(休憩中に議長は9番議席に着席、議長席に副議長が着席)

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

◎ 議長の常任委員辞任

●藤田副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

「議長の常任委員辞任について」を議題とします。

議長は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(小野木議長退場)

総務文教常任委員及び産業厚生常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることを考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員及び産業厚生常任委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。

議長からの申し出のとおり、常任委員の辞任について許可することにご異議ありませんか。

(なし)

- 藤田副議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員及び産業厚生常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

- 藤田副議長 議長の常任委員辞任の件が終了しましたので、議長と交替します。

- 藤田副議長 暫時、休憩します。

(休憩中に副議長は自席に戻り、議長が入場し議長席に着席)

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 26 分再開

◎ 常任委員長の互選

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、しばらく休憩します。

休憩中に、各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 27 分休憩

午後 1 時 15 分再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告します。

- ・総務文教常任委員会の

委員長に大谷 友則 議員、副委員長に菅谷 誠 議員

- ・産業厚生常任委員会の

委員長に森一彦 議員、副委員長に長谷川勝夫 議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 議会運営委員の選任

- 小野木議長 追加日程第5 「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りま
した名簿のとおり、

長谷川勝夫 議員、大谷友則 議員、津久井精一 議員、森一彦議員

以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(な し)

- 小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

◎ 議会運営委員長の互選

- 小野木議長 この際、しばらく休憩します。

休憩中に、議会運営委員会では委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

午後 1時17分休憩

午後 1時48分再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、
議長の手元にまいりましたので、報告します。

議会運営委員会の委員長に長谷川勝夫議員、副委員長に津久井精一議員、以上のとおり互選
された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 選挙第3号～選挙第5号

- 小野木議長

追加日程第6 選挙第3号「東十勝消防事務組合議会議員の選挙」について

追加日程第7 選挙第4号「十勝圏複合事務組合議会議員の選挙」について

及び追加日程第8 選挙第5号「十勝環境複合事務組合議会議員の選挙」について

を、一括議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

- 小野木議長 お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

- 暫時、休憩します。

午後 1時50分休憩

午後 1時51分再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6「東十勝消防事務組合議会議員」に、私、議長の小野木英毅と

大谷 友則 議員及び津久井精一 議員を

追加日程第7「十勝圏複合事務組合議会議員」に、私、議長の小野木英毅と

追加日程第8「十勝環境複合事務組合議会議員」に、私、議長の小野木英毅を

それぞれ指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました皆さんを、それぞれの一部事務組合議会の議員の当選人と決定することに、ご異議ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名しました皆さんを、それぞれの一部事務組合議会の議員の当選人とすることに決定しました。

◎ 当選の告知

- 小野木議長 ただいま「東十勝消防事務組合議会議員」、「十勝圏複合事務組合議会議員」及び「十勝環境複合事務組合議会議員」に、それぞれ当選された議員の方々が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎ 同意案第2号

●小野木議長 追加日程第9 同意案第2号「豊頃町監査委員の選任」についてを議題とします。

●小野木議長 杉野好行議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(杉野議員 退場)

●小野木議長 本件について提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号 豊頃町監査委員の選任について、ご説明申しあげます。次の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。住所は豊頃町農野牛1160番地、氏名は杉野好行氏であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●小野木議長 お諮りします。

本件は、人事案件につき、質疑及び討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(なし)

●小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、本件については、質疑及び討論を省略することに決定しました。

●小野木議長 これから同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(なし)

●小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

●小野木議長 暫時、休憩します。

(杉野議員 議席に着席)

午後 1時55分休憩

午後 1時56分再開

◎ 承認第2号

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

●小野木議長 追加日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

山本総務課長。

- 山本総務課長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年3月30日、平成22年度豊頃町一般会計補正予算第9号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定したため、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,687万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億6,831万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。歳入について、ご説明いたします。

2款 地方譲与税、1項 自動車重量譲与税から21万3,000円、2項 地方揮発油譲与税から655万9,000円を、それぞれ減額。

3款 利子割交付金に51万2,000円を追加。

4款 配当割交付金に28万円を追加。

5款 株式等譲渡所得割交付金に2万3,000円を追加。

6款 地方消費税交付金に50万5,000円を追加。

7款 自動車取得税交付金に889万7,000円を追加。

8款 地方特例交付金 1項 地方特例交付金に468万円を追加し、2項 特別交付金から117万5,000円を減額。

9款 地方交付税に2億5,022万1,000円を追加。

10款 交通安全対策特別交付金から32万1,000円を減額。

16款 寄附金に指定寄付金2万円を追加するものであります。

次に歳出につきましては、10ページをお開き願います。

2款 総務費 1項 総務管理費に基金積立金として2億5,619万3,000円など合わせて2億5,687万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご承認くださるよう、お願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

- 小野木議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

- 小野木議長 これから承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第26号

- 小野木議長 追加日程第11 議案第26号 平成23年度豊頃町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

- 山本総務課長 議案第26号 平成23年度豊頃町一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農業活性化緊急基盤整備事業（平成22年度繰越明許費）の団体営暗渠排水工事に伴う落ち口を確保するための明渠床さらい等及び水産物鮮度保持施設整備事業並びに水産業共同利用施設等災害復旧事業など早急に実施する必要があることから、補正予算を計上するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,220万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

2款 総務費 1項 総務管理費 7目 企画費において、市街地活性化対策業、はるにれ友遊館の外構工事請負費に200万円を追加。

5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 土地改良総務費において、農道・明渠維持補修費に1,150万円を追加。4項 水産業費 1目 水産業総務費において、水産物鮮度保持施設整備事業補助金として、2,350万円を追加。

10款 災害復旧費 3項 水産業施設災害復旧費 1目 過年災害復旧費において、水産業共同利用施設等災害復旧事業補助金700万円ほか、合わせて900万円を追加するものであります。

これら歳出に伴う歳入につきましては、6ページをお開き願います。

9款 地方交付税 1項 地方交付税において、1目 地方交付税に2,874万5,000円を追加。

12款 使用料及び手数料 1項 使用料において、1目 総務使用料に はるにれ友遊館使用料15万円を追加。

14款 道支出金 2項 道補助金において、4目 農林水産業費補助金に漁業振興施設等整備事業として、1,600万円を追加。

16款 寄附金 1項 寄附金において、2目 指定寄付金に災害見舞義援金110万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●小野木議長 12款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 16款寄付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

7ページ 2款総務費、1項総務管理費。

●小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4項水産業費。

説明第1号 金川産業課長。

●金川産業課長 説明第1号水産物鮮度保持施設整備事業の施工について。

本事業については大津漁業協同組合が事業主体として北海道の補助を受け平成23年度に実施する水産物鮮度保持施設で、事業の内容といたしましては、貯氷など冷蔵庫の新設、用地

の舗装等であります。豊頃町、浦幌町両町は、同補助金の残額をそれぞれ助成する事業であります。1の事業費、負担概要であります。事業名として水産物鮮度保持施設整備事業、総事業費3,515万4,000円。財源の内訳として、道補助金1,600万円を予定し、豊頃町750万円、浦幌町600万円をそれぞれ助成し、大津漁協の負担は565万4,000円となっております。

備考として、新設する冷蔵庫の位置は、大津漁協の荷捌き所前に盛土した場所に平成22年度繰越事業で本年度実施予定の粉碎氷の製造施設と隣接し設置することとしています。冷蔵庫に貯氷した角氷は、水産物の鮮度保持用の粉碎氷としても利用することから、既設の冷蔵庫より貯氷容量が拡大して計画されております。なお、津波災害の対応として、この用地は3月11日と同規模の津波では被災しない高さに盛り土されております。事業の内容として、冷蔵庫新設、容量44トン規模、この度の津波で被災した既設の冷蔵庫は28トン規模であります。冷蔵庫の上屋新築130平方メートル、冷蔵庫内作業用電動リフト1台であります。また、用地舗装は630平方メートルで150万円程度費用が係りますが、豊頃町が財源内訳にあるとおり全額助成することとしております。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 説明第1号が終わりました。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 10款 災害復旧費 3項 水産業施設災害復旧費。

説明第2号 金川産業課長。

●金川産業課長 説明第2号 水産業共同利用施設等災害復旧事業の施工について。3月11日の東北地方太平洋沖地震発生に伴う津波によって被害を受けた大津漁業協同組合の水産業共同利用施設について、大津漁協が行う復旧事業に対して、豊頃町、浦幌町それぞれで助成を行うことによって、共同利用施設の早期復旧が図られるものであります。

1事業負担概要であります。事業名、水産業共同利用施設等災害復旧事業、総事業費、1,628万円。

財源内訳として、事業費の約9割を両町で助成。豊頃町、浦幌町それぞれ700万円で、大津漁協の負担は、228万円となっております。

備考として、復旧する施設は、船の上架施設、荷捌施設、海水滅菌施設などで、豊頃町被災分は754万円、浦幌町被災分は874万円となっておりますが、4月5日に開催しました津波対策本部会議において、先ほどの冷蔵庫と併せて両町同額の助成をすることで決定をしております。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 説明第2号が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

- 小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

- 小野木議長 追加日程第12 議案第27号 豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

- 高井福祉課長 議案第27号 豊頃町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。本案は、平成21年5月22日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付され、出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度と一体の緊急の少子化対策として、同年10月1日から平成23年3月31日までの間に、支給する出産育児一時金の額を4万円引き上げる暫定措置が講じられておりましたが、本年3月30日付の改正でこの暫定措置が、恒久化されたため、それに伴い本町の国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。これまで附則第3項の規定により支給しておりました出産育児一時金の金額を本則第6条第1項で規定するため、同規定中35万円を39万円に改め、それにより不足第3項を削るものであります。

なお、本改正条例の附則としまして、施行期日は交付の日からとし、平成23年4月1日から適用しようとするものであります。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号

●小野木議長 追加日程第13 議案第28号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

●吉村住民課長 議案第28号 豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明いたします。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日に交付されたのに伴い、豊頃町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第2条第2項中及び第23条中、医療分の基礎課税限度額を現行の50万円から51万円に、第2条第3項中及び第23条中、後期高齢者支援金等課税限度額を現行の13万円から14万円に、第2条第4項中及び第23条中、介護給付金課税限度額を現行の10万円から12万円に、それぞれ引き上げるものであります。

附則としまして、施行期日は交付の日から施行し、平成23年4月1日から適用するものであります。なお、適用区分として、改正後の規定は平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものであります。なお、これらの改正案は、本年2月25日開催の豊頃町国民健康保険運営協

議会に諮問し、同日諮問どおり実施するよう答申を受けておりますことをご報告させていただきます。以上でありますので、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番津久井議員。

●5番津久井議員 この国民健康保険税については、毎回上がってきているわけですが、それにより、町民にとって負担となっております。町民の生活は落ち込んできている状況にあり、今回この様な条例を改正して、上げなければならない理由は何なんでしょうか。豊頃町はかなり基金ももっておりますし、財政調整基金などもあるわけですから、こういう厳しいときこそこういった基金を使って、町民の負担を軽減するというようなことを考えられないのでしょうか。町が膨れて、町民が細くなってしまうというような状況に見えるわけですが、そのことについてはどうでしょうか。

●小野木議長 答弁吉村住民課長。

●吉村住民課長 本町の国民健康保険の会計でありますけれど、平成21年度から医療費が非常に伸びておりまして、平成21年度は一般会計より1,560万円の繰入をし、また、平成22年度におきましても一般会計から1,000万円を頂き、さらに基金から4,320万円を支消し、繰り入れて運営しているという実態でございます。また、基金というお話してございましたが、実は、平成21年度末の基金につきましては、1億304万5,000円、約1億円ほどございました。ところが、先ほどお話しをしましたが、非常に医療費が伸びているという状況でございまして、平成22年度末には6,120万円に、また、平成23年度につきましては、実は、当初予算に2,180万円を既に予算を計上してございます。そのようなことから、平成23年度末には3,900万円、約4,000万円ほどに基金が減ってしまうということでございます。確かに保険税につきましては、毎年のように限度額の改正をしておりますけれど、税率等を改正いたしましたのは平成21年度でございます。財政的に大変厳しいということもございますけれど、税率を改正するということはあまりにも早すぎるということから、今回の改正については、地方税法の課税限度額を上げて、少しでも財源を作りたいということで、改正をしたところでございます。今回の限度額を改正することにより240万円ほど増収になるわけでございますけれども、その中で何とか、残った基金とで運営していきたいというふうに考えております。以上です。

●小野木議長 答弁宮口町長。

●宮口町長 国民健康保険は特別会計でありますので、国民健康保険に入っている方で、その財政を担うことが会計上好ましいわけです。しかし、本町では、社会保険に入っている方、共済組合に入っている方、諸々ありますので、一般財源をそちらの方に投入するということは、二重負担される方がいるということになります。つまり、自分の保険を守りながら、国民健康保険にも財政が行くということになりますので、担当課長が申しあげましたが、医療費の伸びない方法で特別会計を賄って行きたいと思っておりますけれども、如何せん大変厳しい状況下に各自治体ともあり、国保については頭が痛い会計であ

ります。したがって、町村会でも道内一つにしたらどうだということも出ておりますけれど、中々一つにはなりません、私どもも努力は重ねておりますけれど、会計上厳しい状況にあります。ただ、議会の議決を得て、一般財源から国保に財源を出すことはやぶさかではありませんが、出来るだけ特別会計は、特別会計で維持してもらえるのが会計上原則でありますので、ご理解を願いたいと思います。

●小野木議長 5番津久井議員。

●5番津久井議員 このままでいきますと限りなく国民健康保険税が上がっていく気さえします。そうすると払えない町民も出てくるのではないかと思います。延滞されている税額というのは、どのくらいあるのでしょうか。

●小野木議長 答弁吉村住民課長。

●吉村住民課長 5月末の分については押さえておりませんが、約1,300万円ほど残っております。

●小野木議長 5番津久井議員。

●5番津久井議員 十分その辺も考えて、やはり住民が払えるような状況の中で、税額というのは設定すべきだと思いますし、先ほども申しあげたとおり町民の懐は年々少なくなっているという状況にある訳ですから、その辺も十分考えて執行して頂きたいと思います。

●小野木議長 答弁宮口町長。

●宮口町長 医療費を抑えることは、大変時間がかかることかと思いますが、これからは、病院にかからないような町民の健康状態を維持することが大切でないかと思っております。ただ、先ほど申しあげたとおり、町内でも、特別会計以外の医療保険に加入されている方もおります。そういう方は、自動的に給料から引かれます。国保の場合は、総体的に医療費に対する税としての負担を集める関係上、限度額が決まっていますから、所得の少ないかたにも応分の負担に係るということになっております。今後は、十分、これからの医療費の推移を見ながら、また、一般会計から出さなければならない場合については、十分議会で審議していただき、決定していただきたいと思っております。いずれにいたしましても、先ほど課長が答弁しましたとおり、税率を変えないように努力していきたいというふうを考えております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会中の所掌事務調査の申し出を日程に追加する件

- 小野木議長 お諮りします。

さきほど、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、「閉会中の所掌事務調査の申し出」がありました。

これを日程に追加し、追加日程第14として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議がないとき)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出」の件を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

◎ 閉会中の所掌事務調査の申し出の件

- 小野木議長 追加日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題にします。

- 小野木議長 お諮りします。

本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 小野木議長 これで平成23年第3回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後 2時25分 閉会